

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 24 年 7 月 17 日
 日本証券業協会

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成 22 年 6 月 29 日）における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、平成 23 年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめたところであります。

この基本的考え方「4. 規則の見直し」において「定期的（年 1 回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行う」ことが謳われたことを踏まえまして、本年 4 月 17 日から 5 月 18 日までの間、協会員各社に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集いたしました。

この間に協会員より寄せられた提案は、下記 9 件（協会員 7 社からの提案）であります。

今般、これらの提案を受けまして、下記のとおり、自主規制規則の見直しに関する検討計画を取りまとめました。

記

I. 規制の見直しの検討に着手する事項等

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等について、上場前の勧誘制限を緩和すること。 【外国証券の取引に関する規則】	●当該規制の趣旨が未公開株詐欺の防止を意図したものであるのなら、「適格外国金融商品市場において取引が行われることが当該適格金融商品市場又は当該市場を監督する監督官庁若しくはそれに準ずる機関により公表又は承認されていること」という要件が満たされれば目的を果たすと考えられるため、現行の勧誘制限を緩和すべきと考える。	⇒ 「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。
2	「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の施行を受け、過去に制定した暴力団排除に関する理事会決議の見直しを行うこと。 【「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」（平成 3 年 11 月 20 日理事会決議）、「証券会社の顧客管理等に関する行	●平成 22 年 7 月 1 日から「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が施行されており、制定時の会員通知では、『この制定等に伴い、「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」（平成 3 年 11 月 20 日理事会決議）及び「証券会社の顧客管理等に関する行為基準」（平成 9 年 8 月 8 日理事会決議）は 1 年後を目途に所要の手続きを経た上で廃止する予定』となっているため、同理事会決議について現状に即した対応を要望する。	⇒ 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
	<p>【為基準】(平成9年8月8日理事会決議) ※平成22年7月から「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が施行されている。</p>		
3	<p>アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合に、「生計を一にする家族又は同居している家族」の保有分も含めてアナリスト・レポートに表示することになっているが、この点を改め、アナリストの家族の保有分については、アナリスト自身がその家族の投資判断に関与している場合に限定すること。 【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方(ガイドライン)】</p>	<p>●昨今、インターネット取引が普及し、アナリストの配偶者や子供が特にアナリスト本人に相談することなく取引を行っているケースも多いと考えられる。このようにアナリストが投資判断や取引そのものに全く関与していない状況においては、家族であるというだけで重大な利益相反の関係にあるとまでは言えないと考えられ、過大な開示義務を課していることになっているのではないかと考えられる。</p>	⇒ ワーキング・グループ(新設を含め検討)において検討し、結論を得る。
4	<p>利益相反事項の開示方法として、レポートに記載する方法の代わりに、ホームページ上に利益相反事項を全て掲載した上でレポートにはリンク先のアドレスのみを示すなどの方法を選択することも可能であることを明記すること。 【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方(ガイドライン)】</p>	<p>●現在の規制は利益相反事項のうち一部についてのみホームページによる開示を認めているため、その他についてはレポートに記載することによる開示が必要となる。そのため、現在のアナリスト・レポートの利益相反事項は、ホームページで閲覧に供されている事項とレポートに記載されている事項が分離して開示されている状態になっている。全ての利益相反事項を一覧として開示できるようになることは読み手の便宜に資するものと考えられる。</p>	⇒ ワーキング・グループ(新設を含め検討)において検討し、結論を得る。
5	<p>従業員持株会等の臨時拠出金について、株</p>	<p>●株主割当の有償増資に関し、臨時拠出金としての払込上限が設けられる</p>	⇒ ◆左記の提案を実現するためには、法令改正を伴うことか

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
	主割当有償増資(ライツオファリングを含む。)の場合の上限(1会員1回につき100万円)を撤廃すること(法令改正要望含む)。 【持株制度に関するガイドライン】	ことによって、一般既存の株主との間で不公平な取扱いとなってしまうことから、当該上限を撤廃すべきと考える。 なお、本件の改正に当たっては、集団投資スキームからの適用除外を継続するために、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第6条第2項の改正も必要となるために、当該改正の要望を提示していくことも必要と考える。	ら、「国民の声」規制・制度改革集中受付に意見を提出するなど、証券戦略会議事務局と連携して、対応を図る。 ◆また、法令改正の実現を受け、必要に応じて、「持株制度に関するワーキング・グループ」においてガイドラインの改正を検討し、結論を得る(結論を得る時期は未定)。
6	非対面取引における仮名取引排除に関して、何らかのガイドラインを制定すること。 【協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則等】	●対面取引に関しては、常時顧客との直接的接触があり仮名取引を認知できるが、非対面取引では、仮名取引を判別できないのではないかと。非対面取引における仮名取引排除に関して、何らかのガイドライン(例えば一定額以上の取引のある顧客に対して面談を義務付ける等)を制定すべきと考える。	⇒ ◆本協会は、今般の犯罪収益移転防止法の改正(「なりすましの疑いがある取引」や「過去の契約時確認の際に偽っていた疑いがある顧客との取引」等)に関しては厳格化が図られている。)を受け、協会員向けのQ&A等の検討に着手しているところであり、同法の改正に関して、周知徹底を図る(平成24年度中を目途)。 ◆また、「インターネット証券会社における本人確認方法について」(平成17年4月インターネット証券評議会作成)についても、犯罪収益移転防止法の改正などを受け、同評議会に対し見直しの是非の検討を依頼する。 ◆同評議会での検討結果を受け、自主規制企画分科会でもさらなる検討を行う。

Ⅱ. 検討を見送る事項

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
7 8 9	上場CFD取引に係る勧誘規制を撤廃すること。 【CFD取引に関する規則】	●東京金融取引所に上場されている株価指数証拠金取引(株365)は、近時市場規模の拡大が続く有望な商品である。上場CFD取引は既存株価指数先物と同質の商品性を有し、また、上場CFD取引を取り扱う業者は、第一種金融商品取引業者の登録、貴協会及び取引所による監督を受けることか	以下の理由から、検討を見送ることとする。 <理由> ◆CFD取引はその商品性等においてFX取引(外為証拠金取引)と類似した特徴を持つことから、過去にFXにおいて過度の勧誘が行われて社会問題化し、法令で一定の

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
		<p>ら、上場 CFD 取引に係る再勧誘禁止等は、過度な勧誘規制であると思料する。上場 CFD 取引の販売に際し、既存株価指数先物取引にはない協会の勧誘規制により、十分な説明機会が設けられないとすれば、投資者にとって、商品の選択肢を狭めることとなる。ついでには、既存株価指数先物取引と同様の有価証券関連の市場デリバティブ取引として、上場 CFD 取引に対する過度な勧誘規制を廃止すべきと考える。</p>	<p>勧誘規制が設けられたという事実に鑑み、ATC（問題の早期発見、アヘッド・オブ・ザ・カーブ）の観点から、CFD 取引において、将来的に起こり得る不測の事態に対する未然防止を図るため、FX 取引に対する勧誘規制と同等の規制を設けることとしたものである。</p> <p>◆CFD 取引に係る勧誘規制はこうした趣旨により導入されたという背景があること、また、投資家保護の一層の充実を図る観点から、CFD 取引を含むデリバティブ取引全般について勧誘規制が強化された昨年以降、これを見直すべき市場環境等の変化は見られないため、現時点で見直しは必要ないと考える。</p>

以上

i 「CFD 取引」とは、金融商品や金融指標を参照原資産としたデリバティブ（金融派生）商品で、取引開始時の約定価格と取引終了時の約定価格との差額により決済が行われる差金決済取引（Contract for Difference : CFD）をいう。証拠金取引であるためレバレッジ（てこ）を効かせることで、証拠金より大きな金額の取引が可能な点が特徴である。